

睡床人力車従業員一同より店主に對シ

一人力車、傳票ヲ以テ自動車ニ乗セル事ハ今後絶対

ニ止メラレタシ

ニ今後吾等人力車従業員ノ要求アリタル場合ハ何時

ニテモ一切乗車傳票ヲ提出スルコト

三、昭和四年三月一日以後口銭ヲ一割ニスルコト

四、若シ今後自動車ヲ現在数より増加スル場合ハ之レ

則チニ松々ノ既得權ノ侵害ナルカ故ニ實際ハ人力

車従業員一同ニ對シ一處相談サレタシ

右四項目ノ要求書ヲ提出シ一週間以内ニ回答ヲ迫リ

タルカ店主ノ経済状態調査並ニ従業員ニ不幸アリタル

為メ三月中旬迄回答ノ延期ヲ申出デ其後遷延シ来リ

タルカ其間従業員ハ別記(一)(二)ノ^七印刷物ヲ作成配

布シ氣勢ヲ揚ゲ店タル必^七存^七す^七十四日午後六時ヨリ丸

ビル地下室營業所ニ於テ店主ヨリ従業員代表中村定

次郎外五名ト会見要求書ニ對シ

第一、營業上絶対中止スルコトハ出来ナイ

第二、承認

第三、一割五分ニ値下ス

但シ四月一日ヨリ實施スルコト

第四、拒絶

右ノ如キ回答アリ之レニ對シ従業員代表ヨリ第三ノ

口銭一割五分ヲ一割ニ分トシ三月一日ヨリ實施スル

コトヲ主張シ固持シタル為メ新高物別レト為リタル